

令和7年度 年間監査計画

区 分	根 拠 法 令	監査・審査・検査対象等	監査・審査・検査時期
定 期 監 査	地方自治法第199条第4項	建設局	5月
		教育委員会（学校・園）、消防局	9月
		文化産業局	10月
		市民局	11月
		環境局(下水道部除く)	12月
		保健福祉局	1月～3月
決算審査並びに基金運用状況審査	地方自治法第233条第2項、同法第241条第5項、同法第292条及び地方公営企業法第30条第2項	倉敷市一般、特別及び財産区各会計並びに基金の運用状況等	7月～8月
		一部事務組合会計（倉敷西部清掃施設組合）	7月～8月
		倉敷市公営企業会計（下水道事業会計、水道事業会計、市民病院事業会計、モーターボート競走事業会計）	6月～7月
健全化判断比率等審査	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条、同法第22条	健全化判断比率及び資金不足比率	7月～8月
例月現金出納検査	地方自治法第235条の2第1項	各会計の現金の出納	毎月下旬
行 政 監 査	地方自治法第199条第2項	関係部署	随時
工 事 監 査	地方自治法第199条第5項	関係部署	随時
財政援助団体監査	地方自治法第199条第7項	財政的援助を行っている団体から抽出	11月
出 資 団 体 監 査	同上	資本金、基本金その他これらに準ずるものの四分の一以上を出資している法人から抽出	11月
指定管理者監査	同上	指定管理者から抽出	随時
事 務 監 査	足守川水系用水施設管理協議会規約第27条第2項、竹川用水協議会規約第26条第2項	足守川水系用水施設管理協議会、竹川用水協議会	3月